小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第１３９号
千葉県習志野市大久保１丁目２番15号
再生債務者　宮治　圭一
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成17年11月18日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成25年７月２日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成１９年（再イ）第４４号
浜松市北区細江町気賀2422番地の50
再生債務者　大石　隆久
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年10月17日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年７月５日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第１号
佐賀県西松浦郡有田町戸矢乙967番地
再生債務者　前田　祥造
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年７月２日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（再イ）第９５６号
東京都江戸川区篠崎町４―８―13
再生債務者　桜井　敏彦
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年７月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第９５７号
東京都江戸川区篠崎町４―８―13
再生債務者　桜井美奈子
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年７月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１０２号
大阪府東大阪市日下町４丁目３番15―307号
再生債務者　川端　三加
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２３年（再イ）第２号
新潟県上越市中門前２丁目１番５号
再生債務者　梅澤　俊哉
１　主文　本件変更再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月４日　新潟地方裁判所高田支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第４号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目33番地の６　東園田マンション202号
再生債務者　大島　隆伸
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月31日から平成25年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再ロ）第３号
千葉県茂原市高師2069番地25
再生債務者　池端　広樹
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月25日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月８日から平成25年８月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２５年（再ロ）第７号
神戸市北区西大池２丁目12番１―410号
再生債務者　菊池　光弘
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月31日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月７日から平成25年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再ロ）第３号
盛岡市黒川16地割19番地34
再生債務者　松尾　和彦
１　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月16日から平成25年８月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００２１号
千葉県習志野市秋津３―６―１―108
再生債務者　辰川　弘康
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年７月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年７月18日まで
平成25年７月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１号
青森県弘前市大字取上３丁目７番地33
再生債務者　古川　秋子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年７月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年７月26日まで
平成25年７月５日　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（再ロ）第６号
大阪府松原市天美北８丁目１番20号
再生債務者　安村　　宏
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年７月３日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年８月１日まで
平成25年７月４日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１９号
京都市山科区大塚野溝町78番地５
再生債務者　佐々木　剛
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月４日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第１０号
京都府宇治市槇島町中川原146番地の２　宇治おぐら住宅３棟101号
再生債務者　山本　幸和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年７月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月４日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第３号
沖縄県うるま市字喜屋武452番地３
再生債務者　町田　　恵
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月５日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（再ロ）第１１号
大阪市住之江区南港中２丁目８番32―611号
再生債務者　黒木　智博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年７月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第１号
神奈川県厚木市栄町２丁目２番30―104号
再生債務者　鳥倉　儀久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年７月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月５日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２４年（再ロ）第６号
鳥取県米子市三本松３丁目８番23号
再生債務者　小川容詞子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年７月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月５日　鳥取地方裁判所米子支部